

## 横須賀市社会福祉功労者表彰基準の取り扱いについて

令和4年7月4日

### 1. 表彰の対象について

- (1) 基準第3条第1項第1号、第3号、第4号及び第6号に規定する社会福祉事業を行っている施設等は、社会福祉法第2条に規定する社会福祉事業を実施し、並びに横須賀市に所在し、かつ、横須賀市内を活動範囲とする施設等とする。  
また、障害者地域作業所、在宅障害者家庭内授産指導所、障害者地域活動センター、知的障害者生活ホーム及び精神障害者グループホーム、地域包括支援センターについては社会福祉施設等を含むものとする。
- (2) 基準第3条第1項第1号に規定する社会福祉法人は、横須賀市に所在し、かつ、横須賀市内を活動範囲とする法人とする。
- (3) 基準第3条第1項第2号に規定する社会福祉団体は、横須賀市に所在し、かつ、横須賀市内を活動範囲とする団体とする。推薦にあたっては団体規約の添付を求めることとする。
- (4) 基準第3条第1項第3号及び第4号に規定する勤続者の区分は、原則として、別紙「社会福祉施設勤続者表彰職種別区分」のとおりとする。ただし、介護保険法第7条第5項に規定する介護支援専門員については、第3号の区分にて推薦可能とする。
- (5) 基準第3条第1項第3号、第4号及び第6号に規定する勤続者及び従事者は、勤続年数に休業期間を合算するものとする。常勤的非常勤職員などの場合の勤続年数は、総勤務時間を年間2080時間（40時間×52週）で割った商を用いる。（国民の休日は考慮せず）
- (6) 基準第3条第1項第1号から第6号までに規定する在職者及び勤続者は、前回の基準日以降に退任又は退職した者を含むものとする。
- (7) 公務員は表彰対象としない。ただし、法律上公務員の地位を与えられているが国・地方公共団体・独立行政法人との雇用関係が成立しないボランティアの身分である民生委員児童委員などの職は、表彰の対象とする。